

總 行 女 第 1 号  
令 和 2 年 1 月 17 日

各 都 道 府 縿 總 務 部 長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 縍 務 局 長  
(人事担当課扱い)  
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

} 殿

總務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室長  
(公印省略)

「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する  
雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について

今般、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する  
雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パ  
ワーハラスメント指針」という。）（別添1）及び「事業主が職場における性的な言動に  
起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示」  
(令和2年厚生労働省告示第6号。以下「改正告示」という。)（別添2）が制定され、い  
ずれも令和2年6月1日から適用されることとなりました。

これらの告示につきましては、事業主たる地方公共団体の各任命権者にも適用されるこ  
ととなりますので、貴職におかれましては、それぞれの内容を踏まえ、特に下記事項に留  
意の上、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理  
上講ずべき措置等について、その実施に遺漏のないようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村等にもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区  
町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自  
治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

- 1 パワーハラスメント指針については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する  
法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）による  
改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に  
に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第3項の規定に基づき、職場における

るパワーハラスメントの内容を定めるとともに、事業主がパワーハラスメントのないよう雇用管理上講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものであること。

特に、事業主は、自らもパワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならないこととされたほか、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し、雇用管理上の配慮として必要な体制の整備等の取組を行うことが望ましいこと等とされていること。

## 2 改正告示については、改正法等を踏まえ、主に次の点について強化が図られたこと。

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントについて、「性的な言動」を行う者には、労働者を雇用する事業主、上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等もなり得ることが明記されたこと。
- ② 事業主は、セクシュアルハラスメント問題等に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をすることとされたこと。
- ③ ②に加え、事業主は、自らもセクシュアルハラスメント問題等に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないこととされたこと。
- ④ 事業主は、当該事業主が雇用する労働者又は当該事業主による他の事業主の雇用する労働者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントに関し、他の事業主から事実関係の確認等の雇用管理上の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされたこと。
- ⑤ 事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメント及び職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び個人事業主等の労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましいこととされたこと。

また、これらの者から職場におけるセクシュアルハラスメント等に類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、必要に応じて適切な対応を行うよう努めることが望ましいこととされたこと。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室企画係 安藤、堀田  
電話 03-5253-5546 (直通)